

市・県民税、所得税 申告相談のお知らせ

市役所税務課市民税係 ☎63-51110

申告時の注意

●生命保険料控除の見直しが行われ ました

従来は、一般の生命保険料と個人年金の2種類でしたが、平成24年分からは、介護医療保険料が加えられ3種類の保険料が控除対象となりました。

保険料の控除証明書をご覧になり、介護医療保険料の金額の記載のある場合には忘れずにお持ちください。(もちろん一般の生命保険料と個人年金も必要ですので合わせてお持ちください。)

●年少扶養控除について

平成23年分からは、年齢が16歳未満の人に対する扶養控除が廃止されましたが、個人市・県民税の非課税限度額を計算する際の扶養親族には含まれますので、漏れなく申告してください。保育料の算定等にも影響することがありますので必ず申告するようお願いいたします。

●確定申告書の様式が新しくなりました

右端に「平成24年分以降用」と書かれた申告書を使用してください。ま

た、源泉徴収票や保険料控除関係証明書などの添付書類は、専用の添付書類台紙に貼ってください。

●国民健康保険に加入されている方

国民健康保険加入者とその世帯主は、収入の有無、多少に関わらず、毎年前年中の所得申告が必要です。申告をしないと、所得が不明とみなされ、高額療養費の自己負担限度額や保険税の軽減判定に影響する場合がありますので、忘れずに申告願います。

収入(所得)が少ないため家族に扶養されている方、収入(所得)がゼロまたは少額で所得税、市・県民税ともにかからない方、遺族年金や障害年金などの非課税収入のみの方でも、ゼロである、もしくは少額である旨の申告が必要です。

なお、所得税が生じない方については、確定申告期限(3月15日)後であっても市役所窓口で申告の受付ができます。明らかに収入(所得)がゼロの方であれば、確定申告期限後に窓口に来ていただいても結構です。

ただし、計算が必要な方が確定申告期限後に申告相談に来た場合、計算の結果所得税がかかる場合は市役所窓口ではお受けできませんので、佐渡税務署へ行っていただくこととなります。また、延滞税の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

●年金受給者の方へ

平成23年分からは、公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、それ

以外の所得が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要となりました。

しかし、市・県民税の場合は、公的年金の合計額が400万円以下であってもそれ以外の所得がある場合には市・県民税申告が必要です。

①年金以外の所得があるため市・県民税申告が必要な場合

- ・年金の他に5万円の小作料による不動産所得があった。
- ・年金の他に14万円の農業所得と5万円の不動産所得があった。
- ・年金の他に生命保険の満期で15万円の一時所得があった。

上記のような場合、年金以外の所得が20万円以下のため確定申告は不要ですが、市・県民税申告は必要です。

②控除を受けるため市・県民税申告が必要な場合

- ・生命保険料や地震保険料控除の証明書を保持している。
- ・国民年金保険料を支払っている。
- ・国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料が年金天引きでなく自分で支払いしている。
- ・毎年医療費控除を受けていた。
- ・寡婦(夫)控除を受けていた方
- ・年金の扶養親族等報告書で扶養を報告しておらず、確定申告等で扶養を取っていた方

このような方は、申告がないと控除を受けられません。確定申告は不要でも市・県民税申告で控除を受けることによって、市・県民税が安くなる場合

があります。特に所得が変わっていないのに市・県民税が急に高くなったという方は、一度市役所の窓口へお問い合わせください。

申告に必要なもの

●印鑑

●源泉徴収票の原本(年金、給与)

※確定申告書に添付しますので、必ず原本をお持ちください。別の用途で必要な方は事前にコピーをしてお持ちください。

●収支内訳書(農業、営業、小作などの事業所得のある方)

●支払調書(配当所得、一時所得、雑所得のある方)

●控除を受けるための証明書など(医療費の領収書/生命保険料(一般の生命保険・個人年金・介護医療保険)・地震保険料(地震保険・旧長期損害保険)の証明書/国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額証明書/国民年金の支払証明書など)

●口座番号がわかるもの(所得税の還付申告をされる方)

●税務署から確定申告書・お知らせハガキ等が届いた方はその書類

